

事 務 連 絡
平成 23 年 2 月 9 日

社団法人 全国訪問看護事業協会 御中

厚生労働省老健局老人保健課

医療・介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等に係る
施設管理者への注意喚起の徹底について（再依頼）

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管・高齢保健福祉・介護保険主管課（室）宛てに、厚生労働省医政局総務課並びに老健局高齢者支援課、振興課及び老人保健課連名の事務連絡を発出したところです。

つきましては、同種事故の発生防止を図る観点から、貴団体からも会員施設等に対する再周知徹底方よろしくお願いいたします。

事務連絡
平成23年2月9日

各都道府県
〔衛生主管課（室）
高齢者保健福祉主管課（室）
介護保険主管課（室）〕殿

厚生労働省医政局総務課

厚生労働省老健局高齢者支援課

厚生労働省老健局振興課

厚生労働省老健局老人保健課

医療・介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等に係る
施設管理者への注意喚起の徹底について（再依頼）

標記については、別添1のとおり、「医療・介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等に係る施設管理者に対する注意喚起について」（平成22年10月8日付け事務連絡）を各都道府県衛生主管課（室）、高齢者保健福祉主管課（室）及び介護保険主管課（室）に対し周知依頼したところです。

しかしながら、その後発生した同種の死亡事故（平成22年12月21日付け「消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について」にて消費者庁が公表した事故：管理番号A201000777）において、上記事務連絡文書が医療機関に送付されておらず、当該事故が発生した医療機関では注意喚起の内容を知らなかったことが判明しています。

このため、今般、別添2のとおり、消費者庁より厚生労働省に対し、都道府県等を通じて、再度の周知徹底を図るよう再依頼がありました。

つきましては、各都道府県衛生主管課（室）、高齢者保健福祉主管課（室）及び介護保険主管課（室）におかれては、消費者担当部局との連携の下、管内市区町村並びに医療機関及び介護保険指定事業者、老人福祉施設等に対し、別添1の事務連絡の再周知徹底方よろしくお願いいたします。

なお、別途関係団体（別添3）に併せて通知している旨申し添えます。